

## 48. ニュージーランド (NZ)

国名	国別 整理 番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
48 ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド ( N Z )	1	Patent Office Journal 特許局公報	英 語	月 刊	1922 ~		vol. 1 ~ 13	発行日順
	1	Patent Office Journal Index 特許局公報索引	英 語	年 刊	1922 ~		1942 ~ 1947	年 別

概 要	備 考
<p>1. 一般事項 出願の手続き及び注意事項</p> <p>2. 特 許 (1) 出願日順及び出願番号順索引 〔出願年月日及び出願番号 出願人（発明者）、 発明の名称、国内分類優先権（第1国名・出願年 月日）〕 「P」（Provisional Specification）は仮明 細書。 「C」（Complete Specification）は完全明 細書。 (2) 仮明細書出願後提出された完全明細書出願番号 順索引 (3) 公告完全明細書抄録 一般事項 特許番号順抄録 書誌的事項、特許請求の範囲、図面 (4) 権利移転、実施許諾等の特許番号順索引</p> <p>3. 意 匠 (1) 登録番号順索引 （登録番号 権利者、商品名、分類） (2) 譲渡、名義変更、更新等の登録番号順索引</p> <p>4. 商 標 (1) 一般事項 (2) 分類別登録商標見本 （分類、権利者、書誌的事項、商標見本） (3) 譲渡、名義変更、更新等の登録番号順索引</p>	<p>1. 特 許 (1) 種 類 発明特許 追加特許 (2) 存続期間 (1)- ...完全明細書提出日より16年、但し例外とし て5年又は10年の延長あり。 (1)- ...主特許の存続期間。 (3) 審 査 審査請求により実態調査を行う（公告日から4ヶ月以 内）。 (4) 公告・異議申立（公告日から3ヶ月以内）制度あり。 (5) 実施義務 特許に関してのみ、特許付与日から3年以内。</p> <p>2. 商 標（1976年改正） (1) 種 類 A - 普通商標 B - 顕著性のある物 証明商標 連合商標 防護商標 (2) 存続期間 出願日から7年。但し、14年毎に更新できる。 (3) 公告・異議申立（公告日から3ヶ月以内）制度あり。 (4) 5年継続不使用の場合は、取消することができる。</p> <p>3. 意 匠（1976年改正） 存続期間 登録日（出願日又は優先日である）から5年。但し、5 年毎に最高10年まで延長可能。</p>
<p>1. 目 次</p> <p>2. 特 許 (1) アルファベット順権利者名索引 (2) 特許局公報別特許番号順索引 (3) 譲渡、移転名称変更等の特許番号順索引 (4) 消滅特許回復の為の出願補正等の特許番号順索 引</p> <p>3. 意 匠 アルファベット順登録人名索引</p> <p>4. 商 標 アルファベット順登録人名索引</p>	<p>1978年以前は、特許局公報（整理番号1）と合本製本。</p>